

令和4年度 事業計画書

“みんなで支えあい、安心して、
いきいきと暮らしていくために、
心をつなぐ福祉の輪”

令和4年4月
社会福祉法人 昭和町社会福祉協議会

住民主体の理念に基づき、地域にある福祉問題を、みんなで考え話しあい、課題の解決に向けて取り組むという活動を通して、地域に働きかけ、福祉コミュニティづくりを推進する役割や住民と関係機関・団体などをつなげていく中核的な組織としての役割が社会福祉協議会には求められています。地域住民の方や組織・団体の方、社会福祉施設等の福祉関係者および保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を推進するために、本事業計画書を作成し目的に向かって着実に実施して参ります。

【基本方針Ⅰ】 協働の人づくり

(1) 広報・啓発

① ホームページによる広報

事業内容や予定などを随時更新し、町民の各事業への自発的な参加及び協力を呼びかけます。また、開催した事業の様子を掲載するなど、常に新しい情報を発信し当会の活動への理解を深めます。

② SNS 活用事業

高齢者をはじめ、若年層もターゲットに見据えた広報手段として SNS を使用した情報発信を行います。

③ 社協だよりの発行

当会の活動をより身近に知ってもらうため、毎月発行の「広報しようわ」に社協だよりの「まごころ」欄を掲載し、当会活動への理解と感心を深めます。

④ ボランティアだよりの発行

地域のボランティア活動を紹介し、ボランティアへの理解と関心を深めます。

⑤ 情報ネットワークの推進

当会役員・評議員をはじめ、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいクラブ連合会、障がい者福祉会、ひとり親家庭福祉会等の組織を通じて情報を発信し、町民の社会参加促進や連携強化を図ります。

(2) 福祉教育

① 福祉・ボランティア活動の意識啓発

地域ボランティアの開拓に努め、「地域のために役立とう」という人を掘り起こし、住民が福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

② ボランティア体験 ※新規事業

町内在住の中学生を対象に、ボランティア活動や福祉活動への関心をもつていただくために体験機会の創出を図ります。

(3) ボランティア育成・活動支援

① ボランティア活動推進事業

健康づくりや生きがいづくり等を支えるボランティアの確保に努め、ボランティア育成のための研修会や情報交換会、資質向上のための先進地視察等を行います。

② ボランティア・NPO ボードの管理

ボランティア募集、環境情報、イベント情報、講座・講演情報、助成金・寄付金等の情報、国際交流・災害支援情報に加え、身近な地域の多種多様な情報を掲示し、ボランティア活動の情報を提供するボランティア・NPO ボードの管理を行います。

③ ボランティア登録制度の運営・推進（ボランティア人材バンク）

貴重な経験や豊かな知識、優れた技能等を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。

- ④町ボランティア・地域住民活動センター（通称：ボランティアセンター）の運営管理
ボランティア活動の拠点として利用できるよう適切な管理運営に努めます。
- ⑤ボランティア連絡協議会運営支援
当会登録ボランティア等により組織されたボランティア連絡協議会の運営を支援し、研修会や講習会、情報交換会等の開催を通じてボランティア活動の推進を図ります。
- ⑥ボランティア活動事業への助成
町民の主体的参加と地域連帯に基づき相互に支えあう福祉型まちづくりの実現に資するため、各種活動を実践する民間ボランティアを育成、支援することにより善意活動に取り組みやすい環境づくりを目指します。
- ⑦昭和町民とボランティアのつどいの後援
ボランティア相互の交流機会の創出や住民からの理解と関心をよせていただくことを目的に昭和町ボランティア連絡協議会が主催する「昭和町民とボランティアのつどい」を後援します。
- ⑧ボランティアサロンコーディネーター講習会
健康づくりと生きがいづくり等を支えるボランティアのための講習会を開催し、ボランティア活動の推進を図ります。
- ⑨ボランティア活動（傷害）保険の窓口業務
ボランティア活動中の様々な事故やケガ、損害賠償責任を補償する保険の窓口業務を行います。
- ⑩災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備
発災後、当会職員やボランティア等と協力して災害ボランティアセンターの設置・運営を行えるよう体制を整備します。また、平時における備えとして有事を想定した実動訓練やそれに伴う研修会を行います。
- ⑪昭和町住民参加型有償ボランティア事業
日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。

【基本方針Ⅱ】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

(1) 相談支援

- ①総合相談・支援事業
地域の高齢者等の各種相談に応じ、支援策等の助言を行います。また、相談の内容にあわせて必要な機関へ繋げるなど適宜必要な支援を行います。
- ②心配ごと相談事業
町民の悩みごとに柔軟に対応できるよう、身近な場所で気軽に相談できる環境を提供します。相談後のフォロー体制の強化を意識した、職員による適切な助言・指導を行います。
- ③結婚相談事業
県内在住の独身者に登録していただき、登録者同士の出逢いを応援します。また、年に2回の計画で登録者以外の方も対象とした出逢いのパーティー「出逢いのとびら」を開催します。

(2) 健康づくり・福祉サービス

- ①生活支援体制整備事業
昭和町生活支援体制整備事業における、生活支援コーディネーターを当会に配置し、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう体制づくりを推進します。
- ②高齢者ふれあい事業
高齢者相互の親睦と、ふれあいを広げるとともに、地域社会に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、どなたでも気軽に参加できる様々な教室を開催します。

③ウォーキング大会 ※新規事業

高齢者の外出機会の創出と地域交流の場の提供を目的に開催します。例年開催してきました福祉スポーツ大会（ゲートボール大会・ペタンク大会）から内容を変更して、顕在的な参加者以外の参加促進を図ります。

④運動指導事業

運動機能の向上を図るとともに、寝たきりなどの要介護状態になることへの予防を目的として健康体操教室を開催します。

⑤配食サービス事業

65歳以上の独居世帯及び高齢者世帯並びに身体障がい者であって、心身の障がいや傷病等の理由により調理することが困難な方を対象として、健康で自立した生活が送れるように配食サービスを提供し、併せて安否確認を行います。

⑥軽度生活援助事業

在宅の高齢者世帯等を対象として登録ヘルパーを派遣し、家事援助等のより細やかなサービスを提供します。

⑦外出支援サービス事業

総合会館の温泉利用者のため、福祉バスに登録ヘルパーが添乗し乗降時の安全確保に努め外出の支援を行います。

⑧いきがいクラブ活動支援事業

高齢者の生きがい作りの一環として、『いきがいクラブ活動』が円滑に行えるよう支援を行います。

⑨ボランティア移送サービス

公共交通機関を使用することが困難な高齢者を対象に、ボランティア人材バンクを利用した移送サービスの提供に努めます。

⑩昭和町住民参加型有償ボランティア事業【再掲】

日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。

⑪登録ヘルパー友愛訪問事業

登録ヘルパーにより、一人暮らし高齢者世帯に対し、安否確認を行い、在宅福祉、地域福祉の充実に努めます。

⑫福祉車両の貸出事業

生活上の支援を必要とする高齢者や障がい者、傷病時の通院等車椅子のまま乗車可能な自動車の貸し出しを行います。

⑬備品等貸出事業

高齢者や障がい者等の社会参加の推進を図ることを目的に、要綱に基づき当会が所有する備品（釜炊き出し器、レクリエーション用具、テント、車椅子等）の貸し出しを行います。

⑭訪問型介護予防サービス：総合事業訪問型A

高齢者で基本チェックリストの結果により対象となった方または、要支援認定を受けた方が地域で自立した生活を継続できるよう支援員を自宅へ派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。

⑮ボランティア登録制度の運営・推進（ボランティア人材バンク）【再掲】

貴重な経験や豊かな知識、優れた技能等を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。

(3) 経済的支援

①生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度の運營業務

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的に安定した生活をおくれるよう、資金の貸し付けと必要な相談支援を行う山梨県社会福祉協議会の委託事業の窓口業務を担当します。

- ②臨時特例つなぎ資金貸付制度の運營業務
失業等、日常生活全般に困難を抱えている人に対し、継続的な相談支援と一時的な資金の貸し付けを行います。
- ③福祉金庫貸付事業
生活に困窮している方や急な出費への対応でお困りの方に、無利子で少額の貸し付けを行ってきましたが、返済の目途がたたない方も多いため今年度は現況の把握に注力し滞納整理や返済方法への相談対応を積極的に行います。
- ④日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進
福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きや、年金や預金通帳など大切な書類の管理等の支援を行います。
- ⑤生活困窮者自立支援事業
経済的な困窮により日常生活に支援を必要とする方に対する相談や支援を行います。
- ⑥フードドライブ事業
家庭や職場で余った食料品を持ち寄り、食料の確保が困難な世帯や団体を支援するための活動を行います。町内のショッピングセンターに協力をいただき、回収箱を設置することで潤沢な食料確保を定期的に行います。

【基本方針Ⅲ】 参加しやすい仕組みづくり

（１）交流促進

- ①高齢者の映画鑑賞会 ※新規事業
高齢者相互の交流と出掛けるきっかけづくりを目的に映画鑑賞会「55 キネマ」を開催します。
- ②ボウリング大会 ※新規事業
多世代間交流の創出を目的としてボウリング大会を開催します。
- ③ICT（情報通信技術）活用事業
タブレット端末やWi-Fi環境を提供し住民相互の交流の場を創出します。また、スマートデバイスを使用したワークショップなどを開催し住民の利便性の向上を図ります。
- ④社協カフェ事業（共同募金配分金事業）
住民が気軽に集まることができる場所の提供をします。ICT活用事業との連携を図りながら、外出機会の創出に繋げ、住民主体のコミュニティへとなるようなきっかけづくりを提供していきます。
- ⑤笑輪社協のアトリエ事業（共同募金配分金事業）
対象に制限を設けることなく、多種多様な教室を開催します。気軽に参加できる交流の場として笑顔の絶えない、心身の健康を保つきっかけを提供します。
- ⑥くらしアップ!!事業
生活に役立つことや趣味に関することをテーマとした教室を開催します。
- ⑦ふれあい祭りへの出展支援
「昭和町ふるさとふれあい祭り」に参画し、ボランティアバザー等の出展を支援し、地域住民とのふれあいを深め、活力ある地域づくりを推進します。
- ⑧IKUZOプログラム（共同募金配分金事業） ※新規事業
住民相互の繋がりを深める場と機会を通じて、よりよい地域環境と家族の絆づくりのきっかけを提供します。また、遊びや学びを通じて住民の豊かな心を育み健全な教育の熟成を図ることを目的として様々な事業を開催します。
- ⑨子ども未来創生事業
次代を担う子どもたちの未来を豊かにするきっかけとなる事業を開催します。
- ⑩いきいき・ふれあいサロンの拡充・助成（共同募金配分金事業）
高齢者を社会的孤立から守るなど、「自主的な仲間づくり」の場として各地区に設置したいいきいき・ふれあいサロンの活動の支援及び拡充を図ります。

⑪年末・年始交流会事業（共同募金配分金事業）

住民の主体的な参加によって支えられている福祉活動を支援・推進することを目的として、ひとり親家庭福祉会の開催する年末・年始の交流会事業に助成し、支援を行います。

（２）連携強化

①情報ネットワークの推進【再掲】

当会役員・評議員をはじめ、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいクラブ連合会、障がい者福祉会、ひとり親家庭福祉会等の組織を通じて情報を発信し、町民の社会参加促進や連携強化を図ります。

②地域見守りネットワーク事業

高齢者・障がい者・児童が、地域で安心して暮らすことができるよう地域住民と民間事業者等に協力を得て、見守りネットワークの組織づくりを進めます。

③支部社会福祉協議会活動の推進

地域福祉推進の中核組織として、支部社会福祉協議会の体制を強化します。支部社会福祉協議会を中心に、区、ボランティア等の協力により要援護者の援助や高齢者、障がい者等の自立と社会参加を推進します。

④地域ケア会議との連携

地域福祉計画に基づき、保健・医療・福祉の連携、関係機関や地域関係者との連携による総合的な在宅福祉サービスの提供について検討します。

⑤戦没者遺族活動、障がい者福祉活動、ひとり親福祉活動の推進

戦没者遺族団体や障がい者団体、ひとり親団体等の自主的活動に対して支援します。

⑥中央市・昭和町地域自立支援協議会との連携

昭和町、中央市合同での地域の障がい児者等に対する支援体制の整備及び福祉サービスの充実を図ります。

（３）機能強化

①社会福祉協議会活動の充実強化

民間組織としての特性を活かし、地域のニーズ、地域福祉の課題に順応できる体制を強化します。

②職員資質の向上と体制の充実

職員の資質向上や技術の習得等のため研修の開催や各種研修会への参加機会を充実し、質の高いサービス提供ができる体制づくりに努めます。

③理事会、評議員会の充実強化

理事会、評議員会の機能をより一層発揮できるよう、運営の充実を図ります。

④個人情報保護

個人情報を適正に管理するため、個人情報管理者等を定め個人情報の保護に努めます。

⑤事務の合理化の推進

業務がより効率的に遂行されるよう、事務の合理化を図ります。

⑥地域福祉の拠点として地域福祉センターの充実

地域福祉の拠点として利用しやすい環境整備に努めます。

⑦地域福祉センターの運営・管理

地域福祉センターの機器・設備の管理・清掃や、利用運営に努めます。

⑧昭和町いきがいクラブ連合会事務局

いきがいクラブ連合会が自主運営組織として活動できるよう支援します。

⑨日本赤十字社昭和町分区事務局活動の推進と社資協力者の拡大

赤十字活動や社資募集運動を支援します。

⑩昭和町赤十字奉仕団事務局

奉仕団員の研修や訓練、また地域のボランティア活動に参加するために総合的なサポートをします。

- ⑪昭和町ボランティア連絡協議会事務局
ボランティアグループ同士の結びつきを強め、お互いのグループの情報交換を行い、ボランティアが円滑な活動環境づくりのサポートを行います。
- ⑫昭和町結婚相談所事務局
結婚相談員の活動をサポートします。
- ⑬支部社会福祉協議会事務局
地区理事や区長をはじめとする区役員、民生委員、関係団体、ボランティア等、地域住民が一体となった地域福祉活動の推進及び支援をします。
- ⑭障がい者福祉会事務局
障がい者福祉会の各種事業の推進及び支援をします。
- ⑮ひとり親家庭福祉会事務局
ひとり親家庭福祉会の各種事業の推進及び支援をします。
- ⑯遺族会事務局
遺族会の各種事業の推進及び支援をします。
- ⑰傾聴ボランティア事務局
傾聴ボランティアの活動の推進及び支援をします。
- ⑱共同募金活動の充実
共同募金について積極的に情報の提供を行うとともに、町民、町内小中高等学校、各区役員、民生委員児童委員協議会、当会関係者及び各企業の協力により募金活動を行います。
- ⑲賛助会員の拡大
個人会費は1口800円、団体会費は1口2,000円、特別会員1口1,000円以上を基本に依頼し、自主財源の確保のため、会員の拡大に努めます。
- ⑳新たな自主財源の確保
新たな自主財源の確保に努めます。

【基本方針Ⅳ】 安心して地域で暮らせる環境づくり

(1) 災害時支援

- ①災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備 【再掲】
発災後、当会職員やボランティア等と協力して災害ボランティアセンターの設置・運営を行えるよう体制を整備します。また、平時における備えとして有事を想定した実動訓練やそれに伴う研修会を行います。